

平成23年3月23日
沖縄県土木建築部

宮古島市及び石垣市を除く離島の工事の指名について

指名競争入札における業者の選定については、「沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領」第2条で規定しております。

ところで、昨今の経済状況の低迷や公共事業が減少している中、地域社会を支えてきた地域建設業が疲弊し、地域雇用への打撃や災害時の対応等に支障をきたす恐れがあります。また、離島の工事においては、業者を指名しても辞退等が多く、工事の発注に苦慮しているところです。

このような中、土木建築部発注工事の円滑な執行を図るとともに、地域が必要とする建設企業の存続を図る必要があることから、当面、下記のとおり取り扱うこととしました。(具体的事例は別紙参照)

記

- 1 宮古島市及び石垣市を除く離島の工事の指名については、「沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領」第2条(指名基準)(1)によりがたい場合は、(4)に基づき、以下①②のとおり取り扱うことができるものとする。

第2条(1) 選定に際しては、別表第2に定める当該発注予定工事の設計金額に相応する等級に属する者の中から指名することとする。ただし、事情により当該等級を基準として、一級直近の上位又は下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、3分の2を超えて直近の上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

第2条(4) 特別な技術を要する工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事、その他特に必要があると次条に規定する指名審査会において認められた場合は、前各号の規定に係わらず、有資格者の中から指名することができるものとする。

- ① 当該等級を基準として、直近二級上位又は一級下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。
- ② 別表第3に定める数の3分の2を下回らない数まで減ずることができる。この場合においても、指名業者数の3分の2を超えて上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

なお、①、②、または①と②を同時に適用する場合、指名審査会において審議を経るものとする。

- 2 適用年月日
平成23年4月1日から指名通知する建設工事から適用する。

別紙

※ 具体的な事例

(1) 通常の指名競争入札の場合

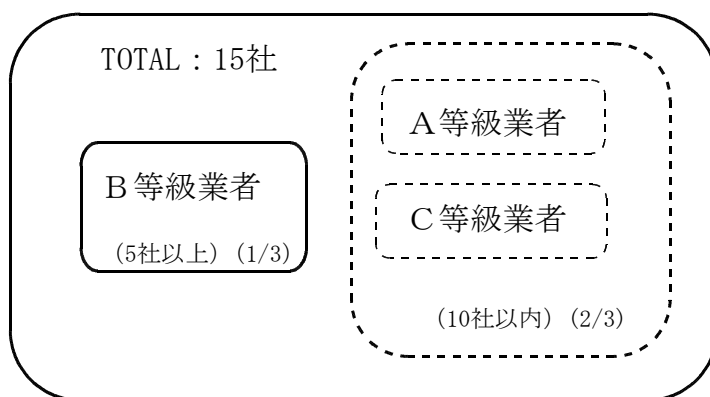
3,000万円の土木工事の場合 (B等級の工事)



(2) 指名基準要領第2条第1項 (1) のただし書きの場合

事情により当該等級を基準として、一級直近の上位又は下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて直近の上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

3,000万円の土木工事の場合 (B等級の工事) 15社指名

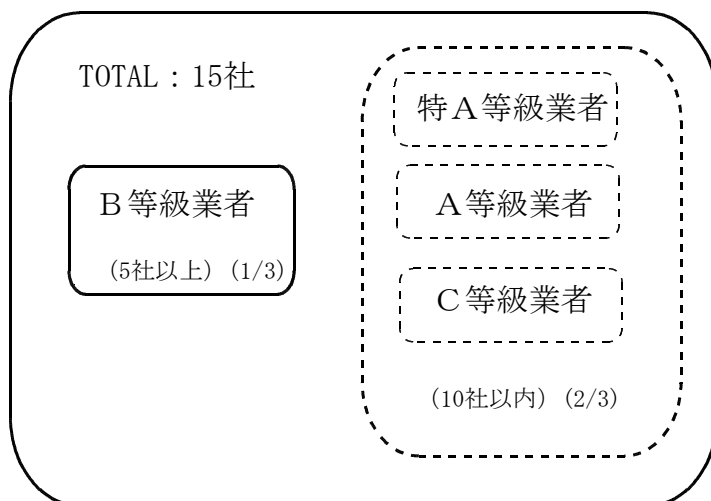


※A等級及びC等級業社は10社を超えて指名することはできない。

(3) 宮古島市及び石垣市を除く離島の工事を指名する場合

① 当該等級を基準として、直近二級上位又は一級下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

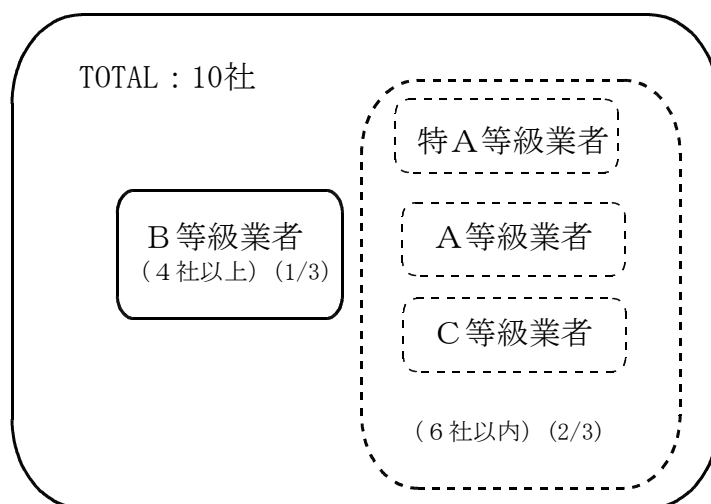
3,000万円の土木工事の場合 (B等級の工事) 15社指名



※特A等級、A等級及びC等級業者は10社を超えて指名することはできない。

② 別表第3に定める数の3分の2を下回らない数まで減ずることができる。この場合においても、指名業者数の3分の2を超えて上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

3,000万円の土木工事の場合（B等級の工事）
別表第3に定める数は15社だが、10社まで減ずることができる。



※特A等級、A等級及びC等級業者は6社を超えて指名することはできない。